

様式第六「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」 の記載に係る留意事項

令和3年(2021年)5月1日現在

1 届出の対象

(1) 届出の対象となる「一定の規模以上の土地の形質の変更」とは、土地の形質を変更する行為(いわゆる掘削、盛土のこと)を行う部分の面積が3,000㎡以上である場合です。

なお、工区分けを行うため、1工区の面積が3,000㎡未満の場合となる場合であっても、事業全体における形質変更の面積(複数工区の合計面積)が3,000㎡以上である場合には、3,000㎡未満の工区も本届出の対象となります。

(2) 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場敷地、既に廃止された有害物質使用特定施設の跡地については、土地の形質を変更する行為(いわゆる掘削、盛土のこと)を行う部分の面積が900㎡以上である場合も、本届出の対象となります。

2 届出書の義務者

届出の義務を負う者は、当該土地の形質の変更の施行に関する計画の内容を決定する者です。土地の所有者、管理者又は占有者(以下、「所有者等」という。)とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が届出義務者に該当します。工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が届出者に該当します。

届出は、着手予定日の30日前までに以下のところに1部提出してください。

(当課に30日前までに到着する必要があることから、郵送で提出する場合は余裕を持って送付してください。)

提出先: 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部 環境局 循環型社会推進課 水環境係

3 届出書(様式第六)の記載方法

(1) 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地

登記簿上の地番(土地の登記事項証明書に記載されている地番)を記載してください。

多筆にわたる場合には、「詳細は、別紙「土地の形質の変更の地番一覧表」のとおり」と記載し、一覧表を添付してください。一覧表(様式は任意。A4版)には、土地の形質変更を行うすべての土地の地番、所有者名、形質変更面積(届出者と土地所有者が異なる場合は開発行為等に関する同意の有無)を記載してください。

(2) 土地の形質の変更の場所

「別添図面のとおり」と記載し、「土地の形質の変更の平面図、立面図及び断面図」を添付してください。図面は、土地の形質変更が行われる範囲を図示し、その中における掘削部分※と盛土部分とを色分けなどにより区分して表示したものを作成してください。

※ 掘削して埋め戻す、また、仮置きして元に戻すように、切盛とも行う箇所は掘削とします。

(3) 土地の形質の変更の規模

- ① 「〇,〇〇〇 m²」と記載してください。メートル単位で記載し、ha 単位で記載しないでください。
なお、形質変更予定地の一部(複数工区の一部)のみを届け出る場合には、当該一部届出部分をも含む形質変更予定地全体の合計面積を()書きで「(全体計画〇〇,〇〇〇 m²)」というように記載(全体計画面積が確定していない場合は概数を記載)してください。
- ② 形質変更する土壌の深さを記載してください。記載する数値は、最大形質変更深度です。「〇〇 m」と記載してください。

(4) 土地の形質の変更の着手予定日

「平成〇〇年〇月〇日」と記載してください。「〇月〇日頃」「〇月上旬(中旬・下旬)」「〇〇法の許可後」というような記載はしないでください。

なお、着手予定日は、土地の形質の変更そのものに着手する日(実際に現地で工事を開始する日)であり、契約事務や設計等の準備行為は含まれません。また、他法令による許可の関係上など、複数の予定日が想定される場合には、もっとも早く到来する予定日を記載してください。

4 届出書の添付資料

※ 以下の資料は、必ず添付してください。

(1) 土地の登記事項証明書(の写し)・公図

(2) 事業計画地とその周辺の見取り図

形質変更箇所を明示した25,000分の1程度の位置図(A4版又はA3版)。

なお、形質変更予定地の一部(複数工区の一部)のみを届け出る場合には、「全体の事業計画地とその周辺の見取り図」(A4版又はA3版)も添付してください。

(3) 事業計画地地番図

形質変更を行う箇所の地番が明示された2,500分の1程度の図面(A4版又はA3版)。

(4) 土地の形質の変更の平面図、立面図及び断面図

土地の形質の変更の場所を記載した図面。図面は土地の形質変更が行われる範囲を図示し、掘削部分と盛土部分ができるように色分けした平面図、立面図及び断面図。

平面図については、2,500分の1程度の図面(A4版又はA3版)。上記4(3)の「事業計画地地番図」と兼用して、1枚の図面に地番と形質変更の場所を図示することも可能です。

立面図及び断面図については、形質の変更の最大深度が分かる図面※。立面図は工事内容により作成していない場合は提出不要です。

※ 最大深度に係る箇所のみ。それ以外の深さの箇所は不要です。

(5) 求積図又は計算書

土地の形質変更が行われる範囲についての掘削部分と盛土部分とを算出した求積図又は計算書を添付してください。

なお、形質変更予定地の一部(複数工区の一部)のみを届け出る場合には、全体の事業計画面積の計算書も添付してください。

※ 以下の資料は、該当する場合には添付してください。

(6)同意書などの写し

届出者が、形質変更が行われる土地の所有者等でない場合(借地における砂利採取など)は、当該形質変更について、土地所有者等の同意書・承諾書などの写しを添付してください。同意書・承諾書などの代わりに賃貸借契約書など、土地の形質変更の権原が分かる書類の写しでも可能です。

また、開発業者等が届出者となる場合には、工事請負契約書の写しを添付してください。

(7)土壌汚染状況調査結果

届出者等において自主的に当該土地の地歴や土壌の汚染状況等の調査を行っている場合(何らかの汚染のおそれがあると考えられた際、汚染がないことを証するため)には、調査結果等を添付することができます。